

川崎市里親施設実習実施要綱

平成31年4月1日

30川こ福第1187号

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、里親及び里親登録申請者等に対する実習について、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。)、及び里親制度の運営について(平成14年9月5日雇児発第0905002号)等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)里親 法第6条の4に定める里親をいう。
- (2)児童福祉施設 法第7条第1項に定める児童福祉施設をいう。
- (3)里親登録申請 川崎市児童福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第62号)第17条に定める申請をいう。

(実習の種類)

第3条 この要綱において、里親施設実習とは、以下の各号に定めるものとする。

- (1)法第6条の4第1号に定める養育里親研修における養育実習
- (2)施行規則第36条の4第2項に定める養育里親更新研修における養育実習
- (3)施行規則第1条の37第2号に定める専門里親研修における養育実習
- (4)施行規則第1条の38に定める養子縁組研修における養育実習
- (5)施行規則第36条の4第4項に定める養子縁組里親更新研修における養育実習
- (6)その他、里親等の資質向上のため児童相談所長が必要と認める養育実習

(実習の対象者)

第4条 前条に定める里親施設実習の対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1)里親
- (2)里親登録申請者
- (3)その他児童相談所長が必要と認める者

(実習場所)

第5条 実習場所は、川崎市内に設置されている児童福祉施設とする。

(実施期間)

第6条 実習の期間は、申込者1人につき原則として7日間以内とする。

(実習の申込)

第7条 里親施設実習を受けようとする者は、児童相談所長宛てに、里親施設実習申込書(第1号様式)及び誓約書(第2号様式)を提出するものとする。

2 児童相談所長は、前項に定める申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該申込者が実習を実施する児童福祉施設を決定するものとする。

3 児童相談所長は、前項の決定をしたときは、里親施設実習の実施について(第3号様式)により申込者宛て通知するとともに、里親施設実習依頼書(第4号様式)に里親施設実習申込書の写しを添えて、児童福祉施設に実施を依頼するものとする。

(実習者の義務)

第8条 前条の規定により実習の実施の決定を受けた者(以下「実習者」という。)は、実習期間及び実習時間中、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 児童相談所長、児童福祉施設の長の指導又は指示に従うこと。

(2) 所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。

2 実習者は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

3 実習者は、実習により知り得た秘密及び個人情報を実習終了後においても漏えいしてはならない。

(実施報告等)

第9条 実習者は、実習終了後速やかに、里親施設実習日誌(第5号様式)を児童相談所長宛てに提出しなければならない。

2 児童福祉施設の長は、実習終了後速やかに、里親施設実習修了報告書(第6号様式)を児童相談所長宛て提出しなければならない。

(費用請求)

第10条 里親施設実習の実施に係る費用は、実習者一人あたり一日1,000円とする。

2 児童福祉施設の長は、当該年度に受入れを行った全ての実習終了後速やかに、前項の算定に基づく費用を市長宛て請求するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市里親認定前施設実習事業実施要綱(27川市こ福第907号)は、廃止する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市児童相談所長

里親施設実習申込書

1 基本情報

(ふりがな) 申込者氏名	
生年月日	年 月 日生 (歳)
住所	〒 —
電話番号 (連絡の取りやすい順に)	① ②
メールアドレス	
里親の種別	養育 ・ 専門 ・ 養子縁組 ・ その他 ()
実施の理由	新規登録 ・ 更新 ・ その他 ()

2 里親登録・更新等を希望する動機

--

3 実習で学びたいこと

--

4 健康面等、実習で配慮してほしいこと

--

(注) 誓約書(第2号様式)と併せて提出してください。

第2号様式

誓約書

1 宣誓事項

私は、里親施設実習の実施に当たり、以下の事項について遵守することを誓います。

- (1) 私は、児童相談所長、実習先の児童福祉施設等の長の指導又は指示に従い、所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めます。
- (2) 私は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしません。
- (3) 私は、実習で知り得た秘密及び個人情報を実習終了後においても、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用しません。

2 同意事項

実習の連絡調整や目的達成のため、児童相談所が申込者の実習先の児童福祉施設等に里親施設実習申込書の写しを提供することについて同意します。

<p>_____年 _____月 _____日</p> <p>川崎市長 様</p> <p>上記宣誓事項及び同意事項について、宣誓及び同意します。</p> <p style="text-align: right;">_____ 印</p>
--

(注) 申込者1人につき一枚提出すること。

年 月 日

様

川崎市児童相談所長

里親施設実習の実施について（通知）

年 月 日に申込みのありました里親施設実習について、次の施設において実施しますのでよろしくお願いいたします。

施設名	
実習担当者	
所在地	〒 -
連絡先	電話 () - ファクス () -
日時	(計 日間)
その他 連絡事項	

(注) 実習日誌（第5号様式）は、実習終了後速やかに児童相談所に提出してください。

児童相談所担当

第4号様式

年 月 日

様

川崎市児童相談所長

里親施設実習依頼書

次の者について、里親施設実習の実施を依頼いたしますので受入について御協力を賜りますようお願いいたします。

<実習者1>

(ふりがな) 申込者氏名	
実習期間	(計 日間)
連絡先その他	

<実習者2>

(ふりがな) 申込者氏名	
実習期間	(計 日間)
連絡先その他	

児童相談所担当

里親施設実習日誌

実施施設名	
実施期間	(計 日間)
実習者氏名	

(注) 実習者1人につき1部作成すること。

実習日誌 (第 日目)

年 月 日 ()
午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで

実習内容	
感想	
職員のコメント	

第6号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市児童相談所長

施設名

所在地

代表者

印

里親施設実習修了報告書

次のとおり報告いたします。

実習者氏名	
実施期間	(計 日間)
実習者の特徴	
実習中の様子	
子どもとの 接し方	
里親としての 強み	
里親としての 課題	
その他	

記載者名 ()

(注) 実習者1人につき1枚作成すること。